

宗像市国民保護協議会会長及び委員
(任期:令和9年2月12日(金)まで)

根拠法令・選任の区分	機関等名	役職	氏名
会長は市町村長をもって充てる(法第40条第2項)	宗像市	市長	伊豆 美沙子
当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員 (法第40条第4項第1号)	福岡海上保安部	部長	山下 雄一郎
自衛隊に所属する者(法第40条第4項第2号)(任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。)	陸上自衛隊小倉駐屯地 第40普通科連隊 第2中隊	中隊長	渡邊 樹
当該市町村の属する都道府県の職員 (法第40条第4項第3号)	福岡県総務部防災危機管理局	防災危機管理専門監	黒岩 太一郎
当該市町村の属する都道府県の職員 (法第40条第4項第3号)	福岡県北九州市土整備事務所宗像支所	支所長	岸川 雄次
当該市町村の属する都道府県の職員 (法第40条第4項第3号)	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	所長	原田 真雄
当該市町村の属する都道府県の職員 (法第40条第4項第3号)	宗像警察署	署長	岡 将平
当該市町村の副市町村長 (法第40条第4項第4号)	宗像市	副市長	河野 克也
当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長) (法第40条第4項第5号)	宗像市	教育長	猿樂 隆司
当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長) (法第40条第4項第5号)	宗像地区消防本部	消防長	北野 真市
当該市町村の職員(前二号に掲げる者を除く。) (法第40条第4項第6号)	宗像市	危機管理担当部長	徳永 淳
当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 (法第40条第4項第7号)	西日本電信電話株式会社福岡支店	災害対策室室長	幣旗 伸一郎
当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 (法第40条第4項第7号)	九州電力送配電株式会社福岡配電事業所	所長	坪根 昌弘
当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 (法第40条第4項第7号)	宗像医師会	理事	宮城 譲
当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 (法第40条第4項第7号)	九州旅客鉄道株式会社 赤間駅	駅長	紺屋 良治
当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 (法第40条第4項第7号)	西日本鉄道赤間自動車営業所	所長	脇川 俊彦
当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 (法第40条第4項第7号)	西部ガス株式会社	理事供給本部福岡供給部長	石橋 忠信
国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者 法第40条第4項第8号	宗像市消防団	団長	松本 真誠
国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者 法第40条第4項第8号	宗像市消防団	17分団分団長	伊賀 美穂
国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者 法第40条第4項第8号	コミュニティ運営協議会会長会	吉武地区コミュニティ運営協議会会長	野中 潔
国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者 法第40条第4項第8号	コミュニティ運営協議会会長会	日の里地区コミュニティ運営協議会会長	古後 澄雄
国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者 法第40条第4項第8号	宗像漁業協同組合	代表理事組合長	八尋 時男
国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者 法第40条第4項第8号	日本赤十字九州国際看護大学	総務課長	吉永 亜佐子
国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者 法第40条第4項第8号	宗像市社会福祉協議会	事務局長	衣笠 哲哉
国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者 法第40条第4項第8号	むなかた男女共同参画協議会	会長	瀧口 千恵子

法:「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年6月18日法律第百十二号)